

「新潟市みどりの基本計画」

第3次実施計画

令和5年4月

新潟市 土木部 みどりの政策課

1 第3次実施計画の位置付け

第3次実施計画は、本市の「みどりの保全」と「緑化の推進」に関するマスタープラン「新潟市みどりの基本計画」（計画期間平成21年度から概ね20年）の実現に向け、令和5年度から12年度までを計画期間として、具体的な取り組みの方向性と主な事業や集中的に取り組む施策について定めたアクションプランです。

計画期間の中間年次（令和8年度末）には中間評価を行い、後期の施策推進に見直しを加えながら取り組みを進めます。

2 第3次実施計画の施策の組み立て

第3次実施計画の施策体系は、第2次実施計画の施策体系を引き継ぎ、施策の種類を5つの方向性（「創出」、「推進」、「保全」、「維持管理」、「意識啓発」）で組み立てます。

また、近年の動向と、第2次実施計画の評価を踏まえ、今後の事業展開に見直しを加え、施策の取り組み方針を定めます。

(1) 「みどりの基本計画」の一部改定(R4.7月)を踏まえた見直し

都心の緑化推進を重点的に取り組むことを目的として、「新潟都心地域緑化重点地区」を定める改定を行いました。「にいがた2km」を掲げ多面的に活力向上を図る都心エリアにおいて、緑化推進分野でも官民連携による緑豊かな都市空間を創出するため様々な緑化を推進することとし、主要事業を第3次実施計画に位置付けます。

(2) 「新潟市総合計画2030」に即した施策の実施と成果指標

本市の最上位計画である総合計画では、まちづくり・インフラ分野において、「魅力と賑わいのある都心づくり」および「安心して住み続けられる良好な住環境の創出」を掲げ、様々な施策とともに緑化関連施策と政策指標・取組指標が設定されました。これらの緑化関連施策は、総合計画の実現に向けて、第3次実施計画においても重点的に取り組むこととし、総合計画と同じ政策指標・取組指標を用いた事業評価を行います。

○ 「新潟市総合計画 2030」における緑分野に関連する項目(抜粋)

分野7 まちづくり・インフラ

政策14 誰もが暮らしやすく、持続的に発展するまちづくりの推進

施策2 魅力と賑わいある都心づくり	
①人中心のウォーカブルな空間形成	
政策指標	都心部で以前と比べ緑が増えたと思う市民の割合 【現状(R4)17.4% →中間目標(R8)21.0%、最終目標(R12)25.0%】
取組指標	民有地緑化助成制度の活用件数

施策 4 安心して住み続けられる良好な住環境の創出

②地域のニーズに対応した公園の整備・リニューアルと維持管理

政策指標 身近な公園について、安心安全で快適に利用できると思う市民の割合
【現状(R4)55.6% →中間目標(R8)58.0%、最終目標(R12)60.0%】

取組指標 再整備済みの公園数、公園トイレのバリアフリー化率
公園愛護会の結成率

(3) 第2次実施計画の評価を踏まえた施策の改善

第2次実施計画に位置付けた18事業について、評価作業^{*}を行った結果を踏まえて、事業推進の方向性を整理し、第3次実施計画の取り組み方針へ反映させました。

優れた評価となった事業については、第3次実施計画でも継続して取り組みます。また、社会環境やニーズの変化などにより、進捗や成果が低い評価となったものが3事業あり、これらは事業内容や目標を見直すなど、現行施策の改善に取り組みます。

※(参考)新潟市みどりの基本計画 第2次実施計画の評価については、以下の市ホームページで公開しています。

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/park/cyosa/midori-plan/plan-torikumi.html>



3 施策体系

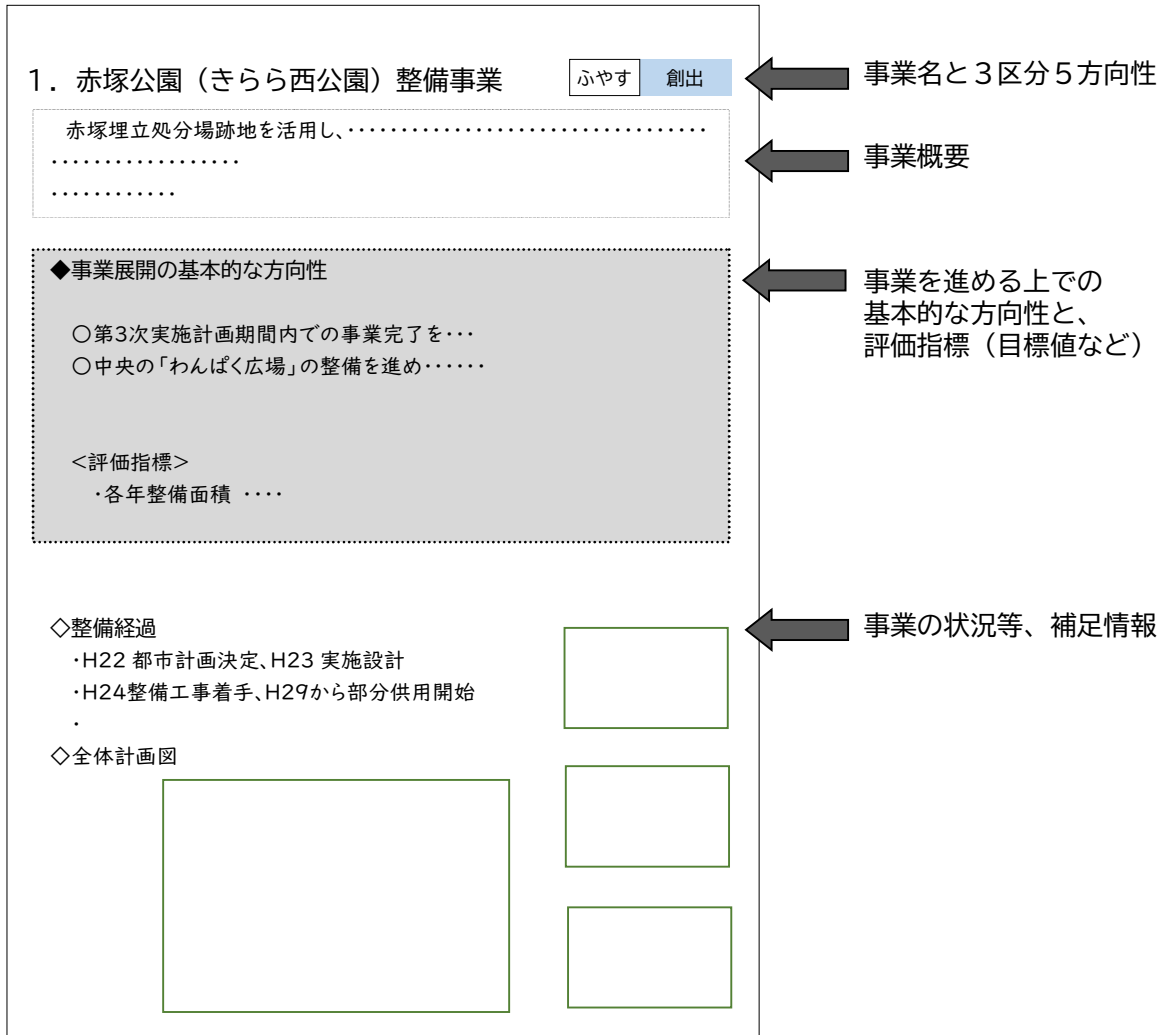
第3次実施計画では、第2次実施計画での3区分5方向性を引き継ぎ、新規事業の追加と既存事業の改善を含め、18事業を位置付けます。

区分	方向性	概要	事業名	取組方針	
増やす	創出	公園・緑地の整備	1 赤塚公園（きらら西公園）整備事業	継続実施	
			2 信濃川やすらぎ堤緑地整備事業	継続実施	
			3 都市公園ストック再編事業	継続実施	
	推進	民有地緑化 都市緑化 公共施設緑化	4 新潟都心地域民有地緑化支援事業	新規	
			5 フラワーパートナー事業	継続実施	
			6 公共施設緑化ガイドライン	継続実施	
			7 緑地協定締結の推進及び生垣等設置補助事業	抜本検討	
守る	保全	樹木保全 病虫害対策	8 保存樹指定事業	継続実施	
			9 アメリカシロヒトリ防除対策事業	継続実施	
			10 松くい虫防除対策事業	継続実施	
	維持管理	公園施設更新・長寿命化 市民協働による公園管理	11 公園施設長寿命化計画策定事業	継続実施	
			12 公園施設長寿命化対策支援事業	継続実施	
			13 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	継続実施	
			14 公園愛護会	現況改善	
			15 公園里親制度	現況改善	
	広める	意識啓発	緑化啓発 市民協働植栽	16 緑化活動推進事業	継続実施
				17 萬代橋チューリップフェスティバル	継続実施
18 信濃川やすらぎ堤緑地チューリップ植栽事業				継続実施	

4 各事業の内容

18事業について、各事業の概要、基本的な方向性を示します。

○個別事業シートの構成



1. 赤塚公園(きらら西公園)整備事業

増やす

創出

赤塚埋立処分場跡地を活用し、「みどりに囲まれ多様な世代が楽しめるホスピタリティあふれる総合公園」をコンセプトに、多様な世代が年間を通じて楽しめる満足度および集客力の高い公園を整備します。

◆事業展開の基本的な方向性

- 第3次実施計画期間内での事業完了を目指す。
- 中央の「わんぱく広場」の整備を進めつつ、運動施設などの有料公園施設としての運営を予定するゾーンについて、民間活力を導入した整備や管理運営手法について検討を行う。



<評価指標>

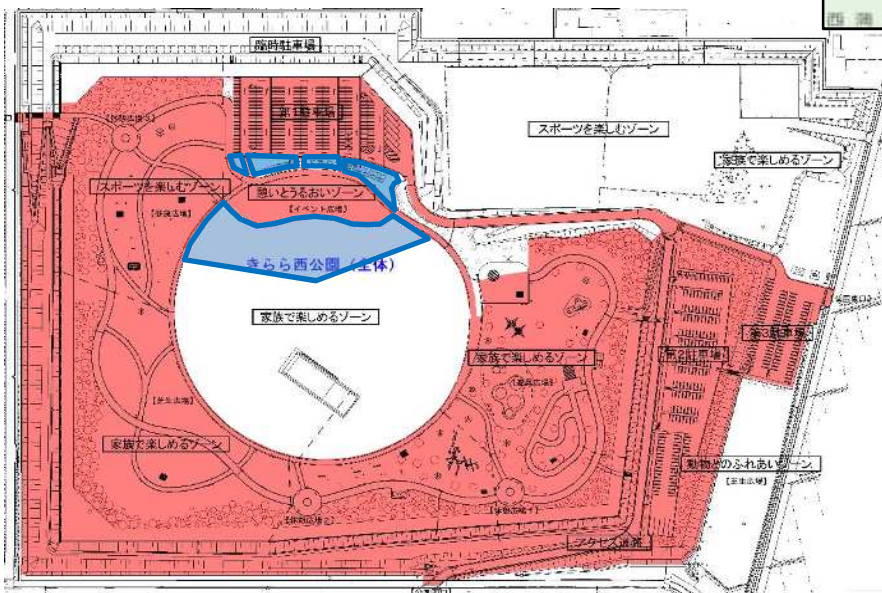
- ・各年整備面積（参考：R4年度整備面積1.5ha）
- ・供用済み面積（参考：R4末時点、整備面積計12.4ha、供用面積割合 54%）

◇整備経過

- ・H22 都市計画決定、H23 実施設計
- ・H24 整備着手、H29 から部分供用開始

◇全体計画図

-  R4 年度末時点供用済みエリア
-  R5 年度供用予定エリア



ふわふわドーム
& ペダルゴーカート



健康遊具



コンビネーション遊具



ザイルクライム

2. 信濃川やすらぎ堤緑地整備事業

増やす

創出

中心市街地に不足している公園緑地の確保とともに、まちなかの貴重な緑の空間として都市の魅力向上に寄与するため、国が築堤する堤防の上部を利用して緑地を整備します。

◆事業展開の基本的な方向性

○まちなかの貴重な緑化空間であり、早期の効果発現が求められることから、国の築堤工事と連携しながら、第3次実施計画期間の前半での事業完了を目指す。

<評価指標>

- ・各年整備面積（参考：R4年度整備面積0ha）
- ・供用済み面積（参考：R4年度末、整備面積計 0ha、供用面積割合 0%）

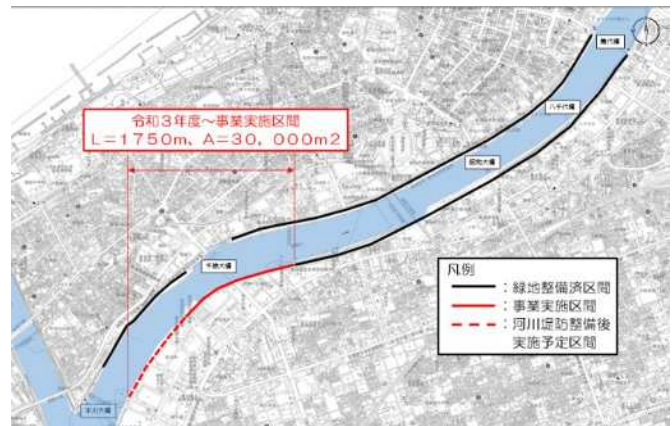
◇整備状況

- ・公園種別：都市緑地
- ・公園全体面積：約 10.6ha(供用部)

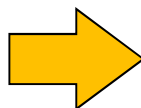
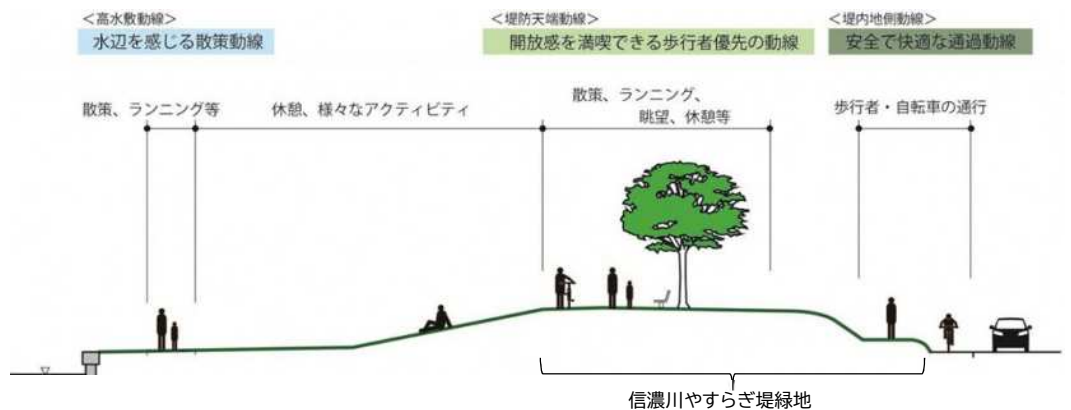
◇整備スケジュール

令和3年度：実施設計
令和4年度～：整備工事

※令和3年度から、新光町工区を事業化し約 3.0ha を整備予定



◇整備・機能配置イメージ



人口減少や少子高齢化など社会情勢が変化中、地域のニーズを踏まえた新たな公園の利活用や、都市の集約化に対応し、都市公園の機能や配置の再編を図るため、地域特性を踏まえた都市公園のストック(施設・機能)再編、及び公園の再整備を実施します。

◆事業展開の基本的な方向性

- 住宅地と近接する公園について、地域のニーズ等を踏まえた公園の再整備を行う。
- 複数の公園を対象とした機能集約再編について、可能性を含め検討する。

<評価指標>

- ・地域ニーズに対応した施設の適正化及び機能再編を行った都市公園数(累計)

R4(現状)	R5	R6	R7	R8
5公園	6公園	6公園	7公園	7公園

◇整備状況

《整備中》

- ・下川原公園(中央区)
- ・新栗の木緑地(東区)

《整備済》

- ・まえわり公園(北区)【R1 完了】
- ・信濃公園(中央区)【R2 完了】
- ・月葉ふれあい公園(東区)【R2 完了】
- ・和納団地公園(西蒲区)【R2 完了】
- ・旧湊小学校跡地(中央区)【R3 完了】

◇整備イメージ



※国交省 HP「都市公園の再編・集約化の促進」より抜粋活用 (<http://www.mlit.go.jp/common/001298396.pdf>)

4. 新潟都心地域民有地緑化支援事業

増やす

推進

都心部(新潟都心地域緑化重点地区)における緑豊かな都市空間の形成に向けて、建て替え時や既存空間を活用して民有地の緑化を促進するため、民有地緑化に係る費用の一部を支援します。

◆事業展開の基本的な方向性

○対象区域の建物所有者や入居者等に対して、当該制度のPRを行うことで、既存建物や建替物件での制度活用を促し、民有地の緑化を推進する。

<評価指標>

・制度活用の累計件数(目標)

R5	R6	R7	R8
3件	6件	9件	12件

◇制度概要

・対象区域：新潟都心地域緑化重点地区内、及びその外縁に接している敷地(右図参照)

・補助率及び緑化方法：

※一敷地当たり最大 200 万円

補助率	緑化方法ごとの上限額	
2/3 既存の植栽基盤を使用する場合：1/3	地上緑化	100万円
	壁面緑化	200万円
	屋上緑化	200万円



・対象者：敷地、建築物の所有者・管理者、
または敷地、建築物の所有者・管理者の同意を得た方

・補助対象経費：植栽費、植栽基盤整備費、灌水施設整備費、等

・主な補助要件：

- ①敷地に面する道路から容易に見える又は一般の人が自由に立ち入ることができる場所での緑化
 - ②最低緑化面積5㎡以上
 - ③補助対象が重複する他の補助金等を受けていないこと
- ※その他詳細な要件有り

5. フラワーパートナー事業

増やす

推進

多様な主体との協働による緑化推進として、企業・団体などから市所有プランターの管理団体(フラワーパートナー)となっただき、まちなかを花とみどりで彩ります。

◆事業展開の基本的な方向性

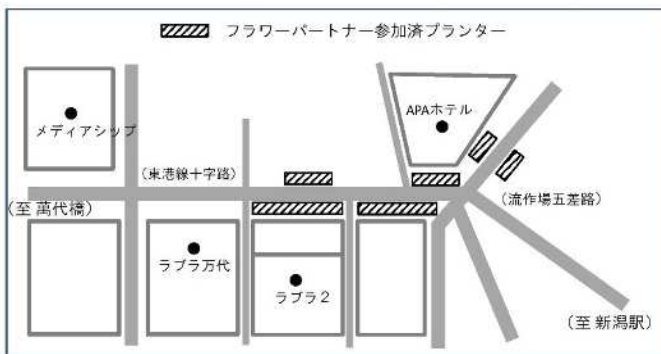
- 企業・団体への緑化意識の醸成を図りながら、参加団体数を維持しつつ、事業対象のプランターが全てフラワーパートナー管理となる状態を維持していく。
- プランターが花とみどりで満たされる期間がなるべく多くなるように、フラワーパートナーへの積極的関与(植え替え時期の促しや支援)を行う。

<評価指標>

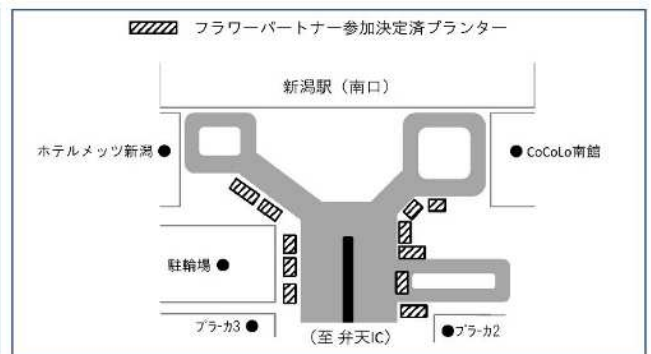
- ・参加団体 (参考:R4年度末時点 21企業・団体)

◇事業実施場所

国道7号(東大通り)実施状況:134 基



新潟駅南口広場実施箇所:52 基



◇市とパートナー団体の役割

パートナー団体: 花苗の準備と植替え作業を行う。

市: 定期的な水遣りを行うとともに、パートナー企業・団体名称を管理プランターに掲示し、地域貢献を通じた企業・団体のPRにつなげる。

6. 公共施設緑化ガイドライン

増やす

推進

市施設の緑化基準や緑化推進の手続き等を定めた指針である「新潟市公共施設緑化ガイドライン」(平成22年度策定)に基づき、公共施設における積極的な緑化を推進します。

◆事業展開の基本的な方向性

○協議対象となる公共施設において、必要な手続きを漏れなく実施してもらうため、定期的にガイドラインの周知を行うとともに、緑化面積等の量を確保できない場合も含め、緑化の質を上げる方法などを検討する。

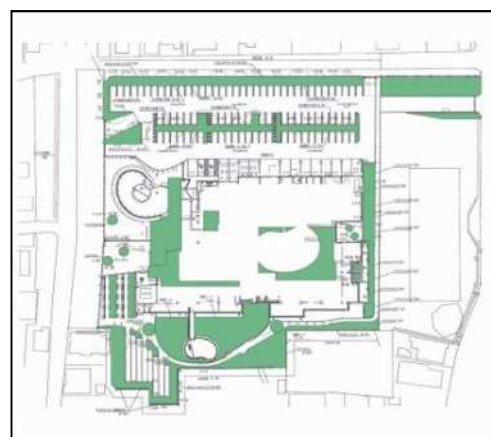
<評価指標>

- ・協議実施施設 (参考:R4年度実績 1件)
- ・緑化基準を満足した施設割合 (参考:R4年度実績 100%)

◇各公共施設の緑化基準

施設分類	協議対象条件	緑化率
公共建築物	敷地面積	25%
公園・緑地	1,000 m ² 以上の施設	50% (街区公園・運動公園は 30%)
道路	緑化施設(植栽柵等)を設置する道路	道路構造令に則った上で積極的な緑化に努める

【事例】ほんぽーと中央図書館(中央区) 緑化率 25.3%



7. 緑地協定締結の推進及び生垣等設置補助事業

増やす

推進

みどり豊かで潤いのある良好な住環境を創出するため、民有地における緑化ルール(緑地協定)の導入を促すとともに、緑地協定区域内において生垣等の設置補助制度を運用します。

◆事業展開の基本的な方向性

- 区画整理等の一定規模の宅地が開発される際には、緑地協定の導入を促していく。
- 現在の協定締結地区の協定期間に応じて、生垣設置助成制度を継続する。
- 生垣などの緑化手法は、近年の戸建住宅の外構づくりの動向や住宅購入者のニーズ等に合わなくなっており、当該制度の必要性等を確認しながら、必要に応じて制度の縮小、廃止、または現在のニーズに対応した制度への見直しを検討する。

<評価指標>

- ・緑地協定締結地区 (参考:R4年度末時点 3地区)
- ・生垣設置助成制度の補助実績 (参考:R4年度 実績0件、生垣の設置延長0m)

◇緑地協定締結地区(協定期限が終了していないもの)

- ①西野中野山地区緑地協定(協定期限:H27.7.28~R7.7.27)
- ②長湊南沿道サービス地区緑地協定(協定期限:H28.2.2~R8.2.1)
- ③越前青松の杜地区緑地協定(土地の所有者が2以上になるまで効力を有しない)

◇補助制度の概要

- ・補助対象: 緑地協定区域内で新たに生垣や高木性樹木を設置する者。
- ・補助額: 生垣等の設置, ブロック塀等の取壊しに係る工事費の2分の1(上限額5万円)

【住宅の外構の変化】



もえぎ野地区緑地協定(S63~H20)



近年開発された住宅地

都市の美観と風致に貢献する樹容の優れた民有樹木を保存樹等として指定し、良好な緑の確保と緑の保全に対する意識醸成を推進します。

◆事業展開の基本的な方向性

- 緑への愛着や保全に対する意識醸成と、新たな保存樹等の指定に向け、保存樹マップを作成・配布し、保存樹・保存樹林の周知を継続する。
- 近年、管理困難や枯死を理由とする解除申請が見受けられるため、従来の松くい虫被害防止のPRに加え、適正な管理に役立つ情報提供を検討する。

<評価指標>

- ・保存樹（参考：R4年度末時点 234本）
- ・保存樹林(樹木)（参考：R4年度末時点 15箇所 36,583 m²）
- ・保存樹林(生垣)（参考：R4年度末時点 5箇所 259m）

◇保存樹制度の概要

幹周り、樹高などが一定以上であり、健全かつ樹容が美観上優れている樹木について、所有者から申請を受け、保存樹等の指定を行う。指定された保存樹等について、所有者へ保全活動に対する報償金を支払うほか、松類は松くい虫防除の経費の一部を補助する。



保存樹



保存樹林

◇樹木マップ

保存樹等の位置や樹種、樹木の魅力などを掲載



公園、道路など公共施設の樹木をアメリカシロヒトリの被害から守るため、予防薬散布による発生抑制と発生箇所での駆除を行います。

◆事業展開の基本的な方向性

○近年、予防散布により被害発生件数は減少傾向にあるが、引き続き効果的な対策を実施する。

<評価指標>

- ・予防薬の散布件数（参考：R4年度 338 箇所）
- ・通報による駆除件数（参考：R4年度 185 箇所）

◇公共施設に関する防除(予防・駆除)

- ・対象：市が管理をしている公園内の樹木、道路の街路樹などの公共施設全般
※指定管理者等が施設を維持管理している場合は除く
- ・時期：5月中旬～10月下旬(アメシロの発生時期)
- ・方法：5月中旬～6月下旬まで、過去にアメシロ等が多く発生した箇所を中心に予防薬を散布。アメシロ等が発生した場合、施設管理者からの駆除依頼後、防除を実施

◇市民への防除機械の貸出し

自治会・個人に対し、薬剤散布機、高枝切りばさみの貸出しを行っている。

アメリカシロヒトリってなに？

サクラを始め、ウメ、モモ、ヤナギなど、多くの樹木につく毛虫で、通常年に2回程度発生し、樹木の葉を食べます。また、アメリカシロヒトリは、またたく間に大量発生に至り、被害が拡大するとともに、樹木の周辺に糞害を与えるなど、市民へ多大な不安を与える虫です。



アメリカシロヒトリ

公園内の松を松くい虫被害から守るため、予防および被害木の適切な処理を行うことで、「公園緑地の良好な維持管理」に努めます。

◆事業展開の基本的な方向性

○今後も計画的な防除対策を実施することで被害の拡大を抑えるとともに、処理した被害木の活用方法を検討する。

<評価指標>

- ・防除対策公園数（参考：R4年度 6公園）
- ・薬剤散布面積（参考：R4年度 9.3ha）
- ・樹幹注入数（参考：R4年度 1,427本）

◇予防方法

・薬剤散布(カミキリ虫駆除)

方法：地上からの薬剤を散布

時期：5月～6月頃



薬剤散布

・樹幹注入(線虫駆除)

方法：松の幹に薬剤を注入

時期：11月～3月頃



樹幹注入

松くい虫ってなに？

松くい虫とは病原体(マツノザイセンチュウ)とその運び屋であるカミキリ虫の2つを合わせていいます。

カミキリ虫が羽化する際に病原体がカミキリ虫の体内に侵入します。カミキリ虫は松から松へ移動して松の若枝の皮を食べ、そこから病原体が松に侵入して松を枯死させます。



被害を受け変色したマツ

誰もが安心・安全に公園を利用できるよう、公園施設の機能保全・更新と、維持管理費の縮減・平準化に計画的に取り組むため、公園施設長寿命化計画を策定します。

◆事業展開の基本的な方向性

○公園施設長寿命化について、現行の計画3次計画を更新し、令和5年度中に4次計画を策定する。また、今後も概ね5年毎の見直し作業を行い、計画を更新していく。

<評価指標>

・計画策定:4次計画(計画期間 R6~15年度)の策定

◇計画の検討・策定状況

公園施設の健全度調査を行い、調査結果を踏まえた公園施設の保全・更新を長寿命化計画として策定します。

経年変化により調査時点での老朽度合いと実態が乖離することから概ね5年毎に見直すこととしており、令和5年度に4次計画を策定します。



老朽化したすべり台



腐食したトイレの壁



老朽化した橋梁

12. 公園施設長寿命化対策支援事業

守る

維持管理

誰もが安心・安全に公園を利用できるよう、公園施設の保全・更新を位置付けた公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の更新および予防修繕を計画的に実施します。

◆事業展開の基本的な方向性

○公園施設長寿命化計画(4次計画)を踏まえ、公園施設の保全・更新に取り組むとともに、更新を契機とした統廃合など施設の維持管理費の縮減・抑制に向けた検討を行う。

<評価指標>

・各年整備施設数（参考:R4年度 174施設）

◇公園施設長寿命化対策支援事業による施設更新数

- ・R1年度：330施設
- ・R2年度：282施設
- ・R3年度：294施設
- ・R4年度：174施設



長寿命化計画に基づいた施設更新事例(シーソー)

13. 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

守る

維持管理

子どもや高齢者をはじめ誰もが安心・安全に利用できるよう、トイレや園路、駐車場などの公園施設のバリアフリー化を推進します。

◆事業展開の基本的な方向性

- トイレの利用経路を含め、トイレのバリアフリー化を優先事項として進める。
- 都市公園については、国の補助事業※を活用し、事業実施を推進する。
- 国の補助対象以外の公園について、継続して事業を推進する手法(計画、予算化)を検討する。
※国の「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業(令和7年度までの時限措置)」を活用

<評価指標>

- ・バリアフリースイートイレへの更新数 (参考:R4年度 2件)
- ・バリアフリースイートイレ設置率(バリアフリースイートイレのある公園数/トイレのある公園数)
(参考:R4年度末時点 59.8% (183/306公園))



トイレのバリアフリー化



園路のバリアフリー化

市民との協働による維持管理として、地域住民等による「公園愛護会」から、地域の公園の除草や清掃など一部の日常管理を担っていただくことで、「市民参画による緑化活動及び維持管理」を推進します。

◆事業展開の基本的な方向性

- 今後も市民との協働による公園の維持管理を進め、地域が愛着を持って公園に関わっていただけるように事業を継続する。
- 現在、87%の公園において愛護会が活動し、近年横ばいで推移しているが、担い手不足や高齢化により解散する愛護会も出てきていることから、企業等の団体から新たな担い手になっていただくような仕組みづくりを検討する。
- 模範となる団体の活動内容を紹介するなどの公園愛護活動の機運醸成や、一定水準の活動を担っていただくための検討を行う。

<評価指標>

・公園愛護会が管理に参加する公園の割合

R4(現状)	R5	R6	R7	R8
87%	87%	87%	87%	87%

◇愛護会結成状況

- ・愛護会のある公園数 1,446 公園(市内 1,663 公園中)(令和4年度末時点)
- ・愛護会団体数 882 団体(令和4年度末時点)



愛護活動の様子

市民との協働による維持管理として、公園の美化・維持管理に意欲的な市民ボランティアによる日常管理を支援することで、「市民参画による緑化活動及び維持管理」を推進します。

◆事業展開の基本的な方向性

- 活動団体数は横ばいで推移しているが、令和3年度以降に支援実績がないことから、各団体の活動実績や、活動に資する支援ニーズの把握を行う。
- 一部活動を休止している団体や、支援を受けずに活動している団体もあることから、活動実態を把握した上で制度内容の再検討を行うなど、必要に応じた改善を行う。

<評価指標>

- ・活動団体数（参考：R4年度末時点 WAZA！ 25 団体、MIDORI！ 9 団体）
- ・活動箇所数（参考：R4年度末時点 38箇所）

◇制度概要

- ・支援内容：ゴミ袋などの支給や用具の貸与など
- ・登録団体：○WAZA！（専門的技術を生かした活動）

団体：各種団体、企業等

内容：専門的な知識、技術を要する樹木の剪定・枝打ち等

○MIDORI!(小中学生の総合学習または特別活動での取り組み)

団体：総合学習などで公園等の美化活動を行ってくれる市内の小中学校

内容：公園内の除草、ごみ拾いなど



WAZA!団体による活動



MIDORI!団体による活動

地域の公園・道路など、公共施設の緑化活動を主体的に行う自治会等に対し、緑化に必要な費用の補助を行うことで、緑豊かで潤いのあるまちづくりを推進します。

◆事業展開の基本的な方向性

○活動団体は、コロナ禍の影響により一時的に減少したが、その後の団体数は回復傾向にある。引き続き、地域での緑化活動の推進に向けて支援を行い、活動団体数を維持していく。

<評価指標>

- ・緑化活動団体数(参考:R4年度 333 団体)
- ・活動箇所数(参考:R4年度 512箇所)

◇事業概要

- ・助成対象:自治会、地域コミュニティ協議会、PTAなど、地域活動を行う団体
- ・助成内容:草花の苗(樹木は対象外)・草花の種や球根の購入費
- ・助成額:1団体当たり 年 50,000 円まで



花壇の植え替え(東区・浜谷公園)

17. 萬代橋チューリップフェスティバル

広める

意識啓発

市民及び来街者の方に、市の花である「チューリップ」を PR するとともに、「みどりを守り育てる心」を育むため、市民が育てたチューリップを本市のシンボルである萬代橋とその周辺に飾り付け、市民参加による「まちなかの緑の創出」を推進します。

◆事業展開の基本的な方向性

○現状の萬代橋チューリップフェスティバルの規模を維持し、今後も多くの団体・個人から参加いただきながら継続して実施する。

<評価指標>

- ・展示プランター数（参考：R4年度 2,601 基）
- ・展示プランター設置延長（参考：R4年度 450m）
- ・参加者数（参考：R4年度 448 団体・個人）

◇萬代橋チューリップフェスティバルの概要

初代萬代橋の架橋 100 周年を記念して昭和 61 年(1986)から始まり、新潟市のまちなかを彩る春の恒例イベントとして定着しており、令和 7 年(2025)に 40 周年を迎える。

- ・実施期間：4月中旬～5月上旬
- ・実施場所：萬代橋と周辺の歩道
- ・参加者：幼稚園・保育園・小中学校等のほか、個人や企業などが参加



チューリップフェスティバル
期間中の萬代橋



初日のオープニングセレモニー
(キッズパレード風景)

18. 信濃川やすらぎ堤緑地チューリップ植栽事業

広める

意識啓発

幅広い世代の緑化意識を高め「みどりを守り育てる心」を育むため、信濃川やすらぎ堤緑地において、周辺の小中学校や自治会などと協働で市の花「チューリップ」を植栽し、「まちなかの緑の創出」を推進します。

◆事業展開の基本的な方向性

- 信濃川やすらぎ堤緑地を彩る新潟市の春の風物詩として、関係団体との協働により、今後も継続的に実施する。
- 幅広い世代に参加してもらえるように、チューリップの開花後の球根掘りイベントを継続する。

<評価指標>

- ・参加団体数（参考：R4年度 14団体）
- ・参加人数（参考：R4年度 699人）
- ・植付面積（参考：R4年度 769㎡）

◇チューリップ植栽箇所(R5年度実施)

